

請求に係わる役員に第1項の書面を送付し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4. 第1項の規定による解任の請求について、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員はその職を失うものとする。

(顧問・相談役)

第52条 この組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は学識経験のある者の内から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は理事長の諮問に応じ、業務について意見を述べることができる。

(職員)

第53条 この組合に事務局を設け、次に掲げる職員を置くことができる。

- 1) 事務局長 1名
- 2) 書記 若干名
2. 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。
3. 職員の給与は理事会において定める。
4. 職員には定年を設ける。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第54条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事長以外の理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
4. 理事会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行う。
5. 理事会全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第55条 理事会において次に掲げる事項について議決する。

- 1) 総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に提案する議案
- 2) 業務運営の具体的方針の決定
- 3) 業務執行に関し理事会において必要と認めた事項
- 4) その他定款で定めた事項

(理事会の議事)

第56条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 理事会に出席できない理事は、予め通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により議事に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第57条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 理事会の議事録には次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ) 第54条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ) 第54条第3項の規定により理事が招集したもの
 - 3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
 - 5) 議長の氏名

第9章 事業年度

(事業年度)

第58条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10章 業務の執行及び会計

(定款その他書類の備付け及び閲覧)

第59条 理事は定款及び総会・理事会の議事録、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 前項の組合員名簿には次の事項を記載しなければならない。

- 1) 氏名又は名称及び住所
- 2) 加入の年月日
3. 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出備付け及び閲覧)

第60条 理事は通常総会、総代会の会日1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は監事の意見を添えて、前項の書類を通常総会、総代会に提出し、その承認を求めなければならない。

3. 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第61条 組合員は総組合員の10分の1以上の同意を得て、何時でも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第62条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 1) 出資金
- 2) 組合費
- 3) 手数料及び使用料の収入
- 4) その他の収入

(組合費)

第63条 この組合は組合員に対し組合費を賦課する。

2. 前項の組合費の賦課額及び方法は、事業年度毎に総会、総代会において決定する。

(使用料)

第64条 この組合は組合の施設を利用した者に対し、使用料を課することができる。

2. 前項の使用料の額は理事会において決定する。

(手数料)

第65条 この組合は組合員に代わって、当該組合員及び組合内外の団体・組織、業者等の利便、利益のためにした行為に対して手数料を課することができる。

2. 前項の手数料の額は理事会において決定する。

(延滞金)

第66条 この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払い込むべき出資金、その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限に到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(貸付金保証金額の限度)

第67条 一組合員に対する貸付金及び組合員のためにする保証金額の最高限度は、事業年度毎に総会、総代会の議決を経なければならない。

(法定準備金)

第68条 この組合は出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度剰余金の10分の1以上を、法第49条の4第1項の準備金として積立てるものとする。

2. 加入金、過怠金及び第14条第1項但し書の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

(剰余金及び繰越金)

第69条 一事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし、第68条の規定による準備金より納税引当金を控除して、なお剰余金があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌年事業年度に繰越すものとする。

(剰余金の配当)

第70条 剰余金の配当は総代会の議決を経て、年1割の範囲内において、毎事業年度末における剰余があるときは組合員の払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員がその事業年度において組合に支払っ

た使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2. 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資払込を終るまではその払込に充当するものとする。

3. 剰余金の配当の計算については、第21条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第71条 損失金のてん補は、第68条の準備金より行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第72条 この組合は毎事業年度末において、職員退職給与引当金として職員給与額の10分の1以上を計上することができる。

第11章 解 散

(解 散)

第73条 この組合は次に掲げる事由により解散する。

1) 総会の議決

2) 破産

3) 三重県知事の解散命令

2. 前項第1号の決議は三重県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

3. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が清算人となる。但し、総会において他人を選任したときはその限りでない。

第12章 雑 則

(規 約)

第74条 この定款に定めるもののほか、役員を選任、業務の執行及び会計その他の定款の施行に必要な事項は、総代会の議決により規約で定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款の変更部分は、変更の許可のあった日から施行する。

(昭和37年3月10日認可)

(昭和37年7月25日認可)

(昭和38年6月18日認可)

(昭和39年7月6日認可)

(昭和40年6月21日認可)

(昭和45年6月19日認可)

(昭和50年7月22日認可)

(昭和55年6月1日認可)

(平成6年9月1日認可)

(平成8年7月8日認可)

(平成9年6月10日認可)

(平成10年6月29日認可)

(平成11年6月2日認可)

(平成12年6月5日認可)

(平成13年5月31日認可)

(平成14年6月10日認可)

(平成15年5月30日認可)

(平成19年9月30日認可)

(平成21年6月25日認可)

(平成23年8月10日認可)

(平成24年8月2日認可)